

遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度の施行に伴うガイドラインの改正について

背景

東京都では、消費生活対策審議会の答申を踏まえ、遺伝子組換え食品等のバイオテクノロジー応用食品について、平成13年度にバイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン（以下「ガイドライン」）を策定しました。これにより現在、食品表示法に基づく食品表示基準に従い遺伝子組換えに関する表示をした食品について、消費者が商品を選択できるように、都内事業者にマーク表示の協力を働きかけているところです。平成31年4月、食品表示基準が改正され、令和5年4月1日の「遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度（以下「新制度」）」の施行に伴い、下図のとおり、混入率によって、任意表示の区分が2つに分けられることになりました。そのため、新制度における二段階の任意表示に対応できるよう、今年度、現行のマークの改正を行います。

図 現行の遺伝子組換え表示制度と新制度の比較

		現行の制度	ガイドライン マーク	新制度（R5.4.1以降）	ガイドライン マーク		
意図せざる混入率	100%	【対象食品】 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である対象農産物（表示例：遺伝子組換え）		義務表示	制度に変更なし		100%
	義務表示			制度に変更なし			
	5%	【対象食品】 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物（表示例：遺伝子組換え不分別）		任意表示	【対象食品】 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物（表示例：分別生産流通管理済み） ※意図せざる混入を5%以下に抑えているもの	該当なし	0%
0%	【対象食品】 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物（表示例：遺伝子組換えでない） ※意図せざる混入を5%以下に抑えているもの		【対象食品】 遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物（表示例：遺伝子組換えでない）				

「分別生産流通管理済み」表示に対応できない
令和5年4月1日以降

（注）「遺伝子組換え」表示および任意表示については、事業者が分別生産流通管理を行っていることが前提。
分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、大豆及びとうもろこしについて5%以下の意図せざる混入が認められている。

改正までの予定

令和4年6～7月	新しいマークの原面を作成（7月21日審査会 [※] 開催）	令和4年10月頃	ガイドライン改正
令和4年12月頃	事業者・消費者に周知（リーフレット作成）	令和5年4月1日	改正マーク施行

※バイオテクノロジー応用食品（遺伝子組換えに関する表示のある食品）のマーク改正に伴う原面作成委託に係る事業者選定審査会

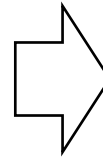
遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度に対応した
遺伝子組換え食品のマーク表示例

食品表示法に基づく表示例（※）

都のガイドラインに
基づく表示マーク案

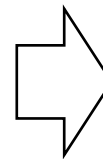
1. 遺伝子組換え大豆を原材料とする場合

名称 ○○
原材料名 大豆（遺伝子組換え）、○○、△△
・・・



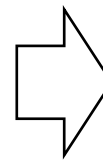
2. 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆
を原材料とする場合

名称 ○○
原材料名 大豆（遺伝子組換え不分別）、○○、
△△
・・・



3. 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が
行なわれた大豆を原材料とする場合

名称 ○○
原材料名 大豆（分別生産流通管理済み）、○○、
△△
・・・



4. 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行なわれ、
遺伝子組換えの混入がないことを確認した大豆を原材料とする場合

名称 ○○
原材料名 大豆（遺伝子組換えでない）、○○、
△△
・・・



★ 3については、マーク表示にあたり、全ての原材料について、適切な分別生産流通管理が求められる。
4については、マーク表示にあたり、全ての原材料について、適切な分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換えの混入がないことが求められる。

※ 大豆を主な原材料とする食品